

第4章 事業承継と地域経済を担う シンクタンク機能をめざして

税務会計プロ職業人をめざす若人のための奨学生制度規程

(財務経営サービスグループ 2017年1月制定)

前文

- 1986年10月16日、地域中小企業に対し、収益性と社会性の統一を提唱し、その実践への灯台・触媒としての機能を果たす使命を担って創立された財務経営サービスを承継発展させるために、本奨学生制度を発足させる。

第1条（目的）

1. 本規程は、財務経営サービスの創立理念とその後の30年余の挑戦と試行錯誤を通じて、育まれ発展してきた経営指針書を読み、共感共鳴し、税務会計プロ職業人としての人生設計の心を逞しくする若人に対して、適用する。
2. 財務経営サービスの経営指針書の目指す方向性に、自らの人生の意味と価値を見出す者を対象とし、その資質の可能性と精神性の陶冶に要する学資を貸与する。財務経営サービスの発展と応募者自身の人生の全面開花と地域中小企業とそこで働く人々の幸せの見える地域社会づくりを一つのものとして統合して重ね合わせができる税務会計プロ職業人を育成することを目的とする。

第2条（返還不要奨学生制度への転換）

1. 本奨学生制度は、支給時点においては要返還の貸与奨学生であるが、財務経営サービスへの就職・就労に因って、毎月2万円ずつ免除され、最大8年以内に返還不要奨学生へ転換される。
2. 当社に就業後、1カ月経過する毎に、2万円相当の債務免除を受ける。
3. 財務経営サービスに8年間以上勤務した者および同期間に業務上の理由により死亡した者は、奨学生債務の残債務の免除を受ける。
4. 奨学生は、在学中もしくは財務経営サービスが認めた修業期間中および財務経営サービスでの勤務開始後の就業中において、以下の資格試験に合格したことを証明した翌月、それぞれに示す金額の債務免除を受けることができる。

① 本商工会議所主催の簿記2級合格	2万円
② 本商工会議所主催の簿記1級合格	4万円
③ 税理士試験 簿記論合格	5万円
④ 税理士試験 財務諸表論合格	5万円
⑤ 税理士試験 相続税法合格	5万円
⑥ 税理士試験 消費税法合格	10万円
⑦ 税理士試験 所得税法合格	10万円
⑧ 税理士試験 法人税法合格	15万円
⑨ 中小企業診断士合格	15万円
⑩ 公認会計士試験等の合格	別途、協議する金額

第3条（選考対象者）

1. 本規程による奨学生の貸与の選考対象者は、大学2年生以上の者（同等の社会経験を経ている者を含む）であって、税務会計関連の知識を学ぶ途上に身を置いている者に限る。
2. 大学等の卒業後もしくは専門知識習得のために必要な専門的な研修を経た後、財務経営サービスでの勤務開始を誓約する者を奨学生選考対象者とする。

第4条（第1次手続き 説明会および財務経営サービスの企画への出席申込）

1. 前条の選考対象者に該当する者で、本規程による奨学生制度に興味と関心を持つ者は、次の2つの書類を財務経営サービスに郵送し、説明会および財務経営サービスが応募者へ提供する企画（以下、「説明会等」と表記する）への出席申込み手続きを行う。

① 奨学生募集説明会への出席申込書	（別紙 書式）	1通
② 履歴書	（別紙 書式）	1通
2. 応募受付期間は随時とし、財務経営サービスは、説明会等の開催日程を適時に連絡通知する。

第5条（第2次手続き 正規応募手続き）

1. 前条の説明会等に出席し、本規程による奨学生制度に興味と関心を強く覚えた者は、当社の経営指針書を熟読の上で、プロ職業会計人を目指すことに関して、本人が自ら考察した論考（現代の経済社会のこと、会計業界のこと、何のために働くのか、人生設計等々を記載した文章）を4000字前後にまとめて、適時に郵送することをもって、正規応募手続きとする。
2. 上記の論考文を受理した財務経営サービスは、必要な場合は個別面談を経て、以下の視点に基づく審査結果を、速やかに、本人に通知する。
 - ① 大学等の卒業後もしくは必要な修業課程終了後、財務経営サービスでの勤務意思
 - ② 財務経営サービスの立脚点および目指すものに関して、本人が理解し共感するものの有無
 - ③ 財務経営サービスの目指す方針に沿い得る本人の資質の程度
 - ④ 税務会計に関する本人の学業への熱意の程度

第6条（第3次手続き 必要書類の追加提出と最終選考）

1. 前条の審査結果を通過した者は、以下の書類を速やかに追加提出する。

① 誓約書	（別紙 書式）	1通
② 戸籍の附票（3カ月以内に交付され、前住所の記載されたものに限る）		1通
③ 在学証明書（もしくは、就学先機関が発行する在籍証明書）		1通
④ 健康診断書（3カ月以内の受診に限る。当社顧問先病院での受診可能）		1通
⑤ 推薦人の推薦意見書		1000字前後
⑥ 連帯保証人2名の連帯保証書（別紙 書式）		各保証人1通（計2通）
2. 推荐人の資格・職業・収入等は不問。本人の資質等を良く知り得る立場に在る方が好ましい。本規程および当社の経営指針書を熟読の上、本人には会計人としての適性が有ると推薦人が信じる根拠エピソード等を記載されたい。
3. 連帯保証人は、上記の推薦人と同一人であることを要しない。

4. 連帯保証人に求める第一の資質は、本人への指導育成監督責任である。
連帯保証人は、本規定の趣旨を熟知し、奨学生完済までの間の毎年始に、財務経営サービスが各保証人へ郵送報告する奨学生の学習進度に関する報告書への所感回答用紙に、本人との各1年間の交流履歴と感想を記し、毎回、速やかに返送しなければならない。
5. 連帯保証人の金銭的な連帯保証責任は、第11条に規定する残債務残高の50%相当額とする。
6. 以上6点の書類の追加提出を受けた財務経営サービスは、推薦人の推薦意見書および連帯保証人が本人に対して責任をとり得る程度を考慮し、かつ、本人との最終面談会を経て、最終的な結論を本人に通知する。

第7条 奨学生の貸与期間

1. 本規程による奨学生貸与期間は、決定の行われた翌月から卒業まで、もしくは必要な研修課程を修了するまでの期間（累計48ヶ月を限度とする）において、奨学生が第1条に規定する貸与目的に沿う勉学に勤しんでいる期間であることを奨学生が報告し、その申し出を妥当なものとして、財務経営サービスが認めた期間とする。
2. 正当な理由に依る、休学もしくは奨学生の受給中断申し出期間においては、奨学生の貸与を中断することができ、適宜、再開の申し出をすることができる。

第8条 奨学生の額および支給方法

1. 本規程による奨学生の1ヶ月の貸与額は、原則として5万円とする。
2. 本人から減額申し出があるときは、5万円以内の減額支給期間を設けることができる。
3. 支給日および方法については本人と協議の上決定するものとする。
4. 奨学生もしくは連帯保証人が、本規定の求める義務を果たさない場合は、奨学生の支給を中断し、状況の改善を図る。

第9条 奨学生の義務 奨学生は次の各号を遵守するものとする。

1. 税務会計および地域中小企業の経営に関連する勉学に励み、研鑽に努める。
2. 財務経営サービスでの実習や企画に年4回以上参加し、コミュニケーションに努める。
3. 財務経営サービスの経営指針策定に主体的に関わるスタンスを保持する。
4. 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに、財務経営サービスに届け出る。
 - ① 本人または連帯保証人の氏名・住所、その他重要な事項の変更
 - ② 休学・停学・留年・卒業延期・退学など学業に関する事項の変更
 - ③ その他、社会的な指弾を受ける事件等の加害者の立場に至ったとき

第10条 奨学生支給契約の解約

1. 奨学生が、在学中、もしくは研鑽課程において、次の各号の一に該当すると認められる場合には、財務経営サービスは、奨学生の契約を解約できる。
 - ① 本規程に著しく反する行為があるとき
 - ② 疾病等のために学業を継続できる見込みが無くなったとき

- ③学業不振
- ④奨学生としての義務を著しく怠ったとき
- ⑤財務経営サービスの未来を担う立場に立つ上での適性に欠ける言動が認められたとき
- ⑥奨学生申請書類に、記入すべき事項を故意に記入せず、または虚偽の記入があったとき
- ⑦卒業後、財務経営サービスに就業できないという、奨学生辞退の表明があったとき
- ⑧その他、上記に準ずる状況に至ったとき

2. 奨学生は、その在学中、もしくは研鑽課程において、奨学生採用時点と異なる特別な事情が生じた場合は、奨学金の支給契約の解約を申し出ることができる。その場合、貸与済み奨学金の返還義務の履行開始時期の協議を、財務経営サービスに求めることができる。

第11条 奨学金の返済規定

1. 本規程による奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の一つに該当する場合には、既貸与額の残債務額について、強制執行認諾の公正証書を連帯保証人と共同で作成し、残債務の返済に着手しなければならない。
 - 2. 返済は、3ヵ月以内に全額返済することを原則とする。
 - 3. 未返済金については年利1.0%の延滞金を課するものとする。
 - 4. 第10条に基づき、奨学金契約を解約した場合
 - 5. 貸与期間経過後、財務経営サービスに就業しなかった場合
 - 6. 財務経営サービスに就業後、中途退職する際に、第2条によって定められた免除額では免除を受け切れなかった残債務額がある場合

第12条 アルバイトによる支援

1. 財務経営サービスは、本規程に依る奨学生が、財務経営サービスでのアルバイトを希望するときは、学業最優先の原則の上で、財務経営サービス内のアルバイトでの収入確保の支援を行う。
 (参考) 本規程に依る貸与奨学金5万円以外に、月100時間内での就業に限り、月額数万円～8万円前後の月収を別途、期待できる。本規程による奨学金と併せて、月10万円前後、年間120万～180万円ほどの就学生活資金を計画することも可能と見込まれる。
2. 財務経営サービスは、奨学生の生活と健康に配慮し、過重な負担圧迫とならないように、適宜の生活と学業の相談並びに定期健康診断の受診支援に努める。

第13条 その他

1. 本規程に定めない事項が生じた場合は、信義誠実の民法原則に基づく協議を重ね、当事者間での解決に努める。本規程は、必要に応じて適宜、改訂を行うが、信義誠実の民法原則に反する改訂と解することができないように、当事者間でのコミュニケーションに努め合う。
2. 本規程は、応募者の思想信条の自由・基本的人権を尊重し、特定の宗教的な立場や特異な立場を超えて、人類の切り拓いてきた普遍的な智慧を活かす財務経営サービスの考え方を開示した上で、共感共鳴していただける方の応募を広く求めるものである。

3. 本規程に共感共鳴して奨学生として採用された者、並びに奨学生を経て財務経営サービスに就労した者が、その後、財務経営サービスの考え方と異なる生き方を選択するに至った場合、もしくは他所での転職・独立開業等その他の理由による退職を希望するに至った場合は、奨学生身分の離脱もしくは退職に先立って、その旨の申し出をあらかじめいただき、第11条（奨学金の返済規定）に基づく返済のための円満な協議履行に努め合う。
4. 本規程に記す「財務経営サービス」とは、有限会社財務経営サービス・株式会社オフィスワーク宮崎、中村健一郎税理士事務所（創設予定の税理士法人）から成り立つ財務経営サービスグループを、一体として表示したものである。
5. 本規程は、平成29年1月以降に、発効する。

(以上)

財務経営サービスグループの所在地

〒880-0872 宮崎市永楽町137番地

代表取締役・税理士 中村健一郎

電話 0985-28-0877

Fax 0985-28-0878

HP <http://www.pdca-pro.jp/>

問い合わせ <http://www.pdca-pro.jp/contact/>